

第126号 建設業で働くみなさんを応援します

第126号の記事

北建協新聞

○編集・発行／一般社団法人北陸建設業協会
○TEL 076(255)2124 FAX 076(231)6305

○〒920-0041 石川県金沢市長田本町ホ8番地
○https://www.hokurikukenkyo.com/

- ②石綿取扱い作業従事者特別教育講習会開催
- ②令和5年度上期建設業経理士検定試験(1級・2級)・経理事務士検定試験(3級・4級)
- ③外国人受入事業開始から1年
- ③建設キャリアアップシステムの運営状況について
- ④トータルサポートプラン・総合補償制度

事業の推進を積極的に展開し会員サポート体制を強化

第31回全中連理事会開催

3月10日(金)、京都市のTKPガーデンシティ京都タワーホテルにおいて、一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会(全中連)の第31回理事会が行われ、各種規程の制定と改定、令和5年度事業計画(案)と令和5年度予算(案)、令和4年度基盤安定積立金など上程された9議案は原案通りすべて承認されました。

令和5年度の会議については、定時社員総会は5月26日(金)に開催し、その席上において「全中連模範的な優秀技能者表彰」の表彰式を行うこと、これまでの東日本・西日本ブロック会議に代えて事務局長会議を10月20日(金)に、三役会設置規程の制定により三役会は必要に応じて適宜開催することなどが決まりました。

令和4年度における組織拡大状況については、2月末時点において賛助会員の申し込みは1,553社にまで増えたことが報告されました。事業の推進については、令和4年4月から開始した外国人技能者支援事業の利用申込数は2月末時点において1,249社となりました。



令和5年1月から開始した石綿取扱い作業従事者特別教育は2月までに奈良県奈良市、三重県伊勢市、石川県金沢市の3会場で開催され、計119名が受講したこと、また、事務所の移転についても報告されました。

令和5年度における事業の推進については、石綿従事者に対する特別教育を令和4年度に引き続いて開催するとともに、令和5年度からは新たに石綿作業主任者技能講習と建築物石綿含有建材調査者講習を行うこととし、会員団体からの実施要請に応じて随時開催することとしました。

建設業界における深刻な人手不足の解消策として国が進めている一定の専門性・技能を有する外国人(特定技能外国人)の受入れを円滑に進めるための外国人技能者支援事業について会員事業者への積極的な支援を行うとともに、建設業界の担い手確保と育成を図ることを目的とした建設キャリアアップシステム登録代理申請をより一層推進させるとしました。トータルサポートプランや所得補償サポートプランをはじめとする各種補償制度においては、要請があればいつでも会員団体及び事業者単位でWEB相談会や出張説明会等の実施を受け付けるなど、数々の事業を通して会員サポート体制の強化を図ることとしました。

建設国保に加入しましょう

建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、内装、板金、電気など建設工事業に従事している方が集まり設立した公的医療保険制度の一翼を担う公法人の国民健康保険組合です。
○建設国保の保険料は業態と年齢によって決まります。所得と連動していません。
○加入後、法人を設立しても年金事務所の承認を受ければ組合員資格を継続できます。
○建設国保の健康づくり事業

仕事仲間をご紹介ください
組織拡大運動実施中!

— 予防接種の補助 —

- ★インフルエンザ
- ★肺炎球菌感染症(65歳・70歳)
- ★带状疱疹(50歳以上)
- 1人2,500円を限度に実費補助(年度中1回)
- ただし、インフルエンザは12歳以下の方が2回接種した場合は、5,000円を限度に実費補助

— 健診料の補助 —

- ★特定健診 40歳以上無料(基本項目)
- ★健康診断 39歳以下の方
- 1人7,000円を限度に補助
- ★オプション検査 支部主催の集団健診に限り補助額を増額(年度中1回)

— 保養施設利用補助 —

- 1人5,000円を限度に補助(年度中1回)
- ・小学生以上が対象)

全国に約170件の契約施設があります。



○その他の給付等

- ★組合員が入院したときの入院給付金(1日4,500円) ※連続4日以上入院した場合1日目から5年間で90日間まで支給 ※加入して3ヶ月後から支給対象
- ★組合員が出産で仕事を休んだときの出産手当金(1日4,500円) ※産前30日/産後60日まで最高90日間支給 ※加入して3ヶ月後から支給対象
- ★出産記念品贈呈(5,000円相当)

全国建設工事業国民健康保険組合 石川県支部

〒920-0041 金沢市長田本町ホ8番地
TEL:076-233-1021 FAX:076-231-6305

石綿取扱い作業従事者特別教育講習会開催

令和5年2月21日(火)に石川県地場産業振興センター本館研修室で開催されました。

石綿(アスベスト)を含んだ建築物等の解体・改修工事は「危険または有害な業務」に指定されており、その作業には、特別教育の修了者を就かせることが法律で定められている。この日の特別教育は当協会が初めて実施したもので、会員・非会員事業所から78人が受講しました。

講師は(株)建設業安全推進協会の担当者が務め2020年の石綿障害予防規則改正に対応した特別教育用テキストを使用して、建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防について4時間30分の講習が行われました。

講習では、石綿の毒性や石綿等の使用状況を説明するとともに、石綿等の粉じんの発散を抑制する措置、保護具の使用に関する留意点を紹介。関係法令の解説も行われました。講習終了後、受講者に終了証が交付されました。



当協会では、令和5年度は石綿取扱い作業従事者に加えて、事前に石綿の有無を調べる調査者を対象にした講習も実施する予定です。

令和5年度上期建設業経理士検定試験(1級・2級)・経理事務士検定試験(3級・4級)

令和5年度上期建設業経理検定試験の日程が決まりました。1級及び2級は「建設業経理士検定試験」として、3級及び4級は「建設業経理事務士検定試験」として実施されます。誰でも希望の級を受験できますが1級と他の級との同日受験はできません。1級は財務諸表、財務分析、原価計算の3科目の科目合格制となっており、3科目全てに合格すると1級資格者となります。建設業経理事務士検定試験(3級・4級)は講習と検定試験を組み合わせた特別研修として実施しています。研修最終日に実施する検定試験に合格すると、3級または4級建設業経理事務士の資格が取得できます。インターネットと書面による申し込みがあります。

■上期試験日程(1級・2級)日程

受 験 地	金沢会場、富山会場
申込受付期間	令和5年5月16日(火)～6月15日(木)
試 験 日	令和5年9月10日(日)
合 格 発 表	令和5年11月10日(金)

■特別研修受講料(消費税込)

級 別	受 講 料
3 級	34,650円
4 級	23,100円

※受講料にはテキスト代が含まれています。

■検定試験受験料(消費税込)

級 別	受 験 料	級 別	受 験 料
1 級 (1 科目)	8,120円	2 級	7,120円
1 級 (2 科目同日受験)	11,420円	※受講料には申込手数料が含まれています。	
1 級 (3 科目同日受験)	14,720円		

■建設業経理事務士特別研修(3級・4級)

会 場		3 級 開 催 日	4 級 開 催 日
石川	石川県建設総合センター	令和5年11月14日(火) ～11月16日(木)	令和5年9月19日(火) ～9月20日(水)
富山	富山県建設会館	令和5年10月4日(水) ～10月6日(金)	令和5年8月1日(火) ～8月2日(水)

試験のお問合せ先

一般財団法人建設業振興基金
 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館
 TEL03-5473-4581
 ホームページ<<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/>>
 または都道府県建設業協会

- 一般社団法人石川県建設業協会
金沢市弥生2-1-23 TEL076-242-1161
- 一般社団法人富山県建設業協会
富山市安住町3-14 TEL076-432-5576

外国人受入支援事業開始から1年

外国人技術者の受け入れをサポートする目的で当協会内に開設した「一般社団法人建設人材支援機構」が業務開始から1年が過ぎ、令和5年3月末の登録事業者数は381社となりました。「建設分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。」とする趣旨・目的のもと、特定技能外国人の受け入れが可能となり、中小規模事業者をはじめとする建設事業者は若い外国人技能者を受入れて人手不足を補うことができるようになりました。

特定技能外国人の受け入れ企業は、特定技能外国人受入事業実施法人（一般社団法人建設技能人材機構：JAC）に直接又は間接的に加入する必要があります。当機構はJACの正会員である一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会（全中連）の会員団体であり、会員事業者の皆さまはJACに間接的に加入していると認められます。

本事業の詳細については事務局（TEL. 076-213-5441）までお問い合わせください。

手続きの流れ

本事業を利用される事業所は、以下の手続きを行ってください。

1. 提出書類について

- ・外国人技能者支援事業利用申込書（書式 外技第1-1）
- ・誓約書（書式 外技第1-2）
- ・現在事項全部証明書（法人のみ/3カ月以内に発行したもの）
- ・口座振替依頼書・自動払込利用申込書

※以上の書類を郵送にて一般社団法人建設人材支援機構にお送りください。

2. 「会員証明書」の発行について

- ・上記「提出書類」を確認した後、全中連の「会員証明書」をお送りいたします。

3. 留意事項について

ホームページ<<https://www.kensetsu-jinzaishien.com>>に掲載している次の資料をご確認の上、お申し込みください。

- ・建設分野における新たな外国人材の受け入れ（在留資格「特定技能」）
- ・特定技能外国人の適切かつ円滑な受け入れの実現に向けた建設業界共通行動規範
- ・外国人技能者支援事業利用規約

※外国人技能者を受入れた建設企業は、定められた「受入企業負担金」を納めなくてはなりません。

※「受入企業負担金」の詳細および特定技能外国人に関して不明な点は、JACのホームページ<<https://www.jac-skill.or.jp>>をご参照ください。

建設キャリアアップシステムの運営状況について

2023年3月末時点で、事業者は217,537社（一人親方除く147,850社）、技能者は1,140,762人が登録されています。

北陸3県の事業者と技能者の登録数は以下のとおりです。

事業者登録

(単位：社)

	事業者数	一人親方除く	一人親方
富山県	1,594	1,208	386
石川県	2,403	1,480	923
福井県	1,423	1,073	350

技能者登録

(単位：人)

	技能者数
富山県	8,954
石川県	11,571
福井県	8,100

建設業許可票 会員特別価格で販売中

一般販売価格

19,800円 (税込み)

会員特別価格

17,600円 (税込み)

屋内掲示用と屋外掲示用の金看板と銀看板をそろえています。

<例>屋内掲示用（金看板・銀看板とも）

- ・材質：ステンレス製
- ・サイズ：H370ミリ×W520ミリ×D20ミリ
- ・字体：丸ゴシック体
- ・特徴：5年毎の更新に対応する印刷シート仕上げ

詳しくは (株)健康企画 (076-214-7082) までお問合せください。

建設業の許可票			
商号又は名称	株式会社石川工業		
代表者の氏名	代表取締役 金沢 太郎		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	建築工事業	石川県知事許可(般-2)第12345号	令和2年10月1日
		許可(・)第	号 令和 年 月 日
		許可(・)第	号 令和 年 月 日
この店舗で営業している建設業	建築工事業		

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための全中連トータルサポートプラン

建設工事28業種が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生する様々な事故・災害への補償を行うとともに、経営の安定をサポートする保険です。連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、様々なリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として全国の会員事業者幅広く利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故（資材の落下で通行人がケガをした、誤って壁に穴をあけてしまった等）のみならず、引き渡し後の事故（家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等）や、現場の資材置場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は、「1億円」または「3億円」の2プラン（自己負担額3万円）
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の損壊に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

- 火災・台風・作業ミス等（自然災害・人的災害）、偶然な事故により工事対象物等に生じた損害を幅広く補償します。
例：強風で足場が崩れて建設中の建物のガラスを破損した。溶接の火花が燃え移り壁体を残して全焼した等
- 工事現場における荷卸し開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
- 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
- 工事用材料・工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による搬送中も補償します。

傷害補償サポート<事業者用プランと一人親方用プランがあります>

- 業務中にケガ等を被った場合、貴社が災害補償規程等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して政府労災の認定に関係なくお支払いします。
- ①事業者用プラン：役員・個人事業主・正規従業員・臨時従業員（アルバイト）・下請負人及びその構成員（派遣社員は含みません）、親族が従業員の場合も含みます。※経営審査事項（W1）で15ポイントの加点が可能です。
- ②一人親方用プラン：一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者、事業者用プランの対象とならない方。

ケガ休業・病気入院をカバーする 全中連総合補償制度

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る全中連総合補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんが入るグループ傷害保険で、団体契約ならではのスケールメリットを適用した割安な掛金になっていますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

ケガによる休業を24時間補償(工作中・プライベート・地震によるケガ等も)する<ケガ休業プラン>

■補償概要

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- ①休業療養保険金：就業不能開始日から30日を限度に日額をお支払い
- ②手術療養保険金：休業療養保険金支払われる場合で、1事故につき1回お支払い
- ③入院療養一時金：休業療養保険金支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上になった時にお支払い
- ④長期休業療養一時金：休業療養保険金支払われる場合で、30日間連続して就業不可で31日目も就業不能が継続している時にお支払い
- ⑤死亡保険金：事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなられた時にお支払い
- ⑥後遺障害保険金：事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に障害が残った時に障害の程度に応じてお支払い

※フルタイム補償特約により、業務中及び業務中以外（日常生活・休暇）のケガも補償します。

※地震・噴火・津波危険補償特約：地震や噴火、津波が原因でケガをしたときも保険金をお支払いします。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

告知(医師の診断)不要で加入できる<病気入院プラン>

■補償概要

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院したとき、30日を限度に日額をお支払い

- ・業務による症状補償特約により、業務に起因して生じた症状（熱射病・日射病等）も保険金をお支払いします。
- ・新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

■掛金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の2種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い（約9%安くなっています）があります。

■申込みについて

- ・ケガ休業プランは1名以上、ケガ休業+病気入院プランについては2名以上の加入が必要です（事業所全員の加入が必要です）。
- ・ケガ休業プランは80歳までの方が加入できます。ケガ休業プラン+病気入院プランは69歳までの方が加入できます。

事業所の福利厚生として
充実補償の“ケガ休業+病気入院プラン”を
ご検討ください
病気入院プランのみの加入はできません